

議案第17号

守口市地球温暖化対策実行計画協議会条例案

守口市地球温暖化対策実行計画協議会条例を、次のように制定する。

令和7年2月19日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

守口市地球温暖化対策実行計画協議会条例

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき、守口市地球温暖化対策実行計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、法第21条第1項に規定する計画のうち、同条第4項の規定により定めるものに関する事項を調査審議し、答申する。

(委員)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 商工関係団体の代表者
- (3) 金融機関の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。
(庶務)

第6条 協議会の庶務は、地球温暖化対策主管課において処理する。
(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。